**仕入控除税額フローチャート**

**はい　　　　　　　　 いいえ**

仕入控除税額０円

消費税の確定申告

義務がある

簡易課税方式で

報告している

仕入控除税額０円

公益法人等である

仕入控除税額０円

特定収入割合が

５％を超える

仕入控除税額０円

補助対象経費は人件費等の非課税仕入のみである

個別対応方式で，対象経費に係る消費税等を非課税売上のみに要するものとして申告している

仕入控除税額０円

**仕入控除税額あり**

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）の計算方法、留意事項について

１　計算方法

（１）返還がない場合

　　　次のア～オのいずれかに該当する場合には返還の必要はありません。なお、返還がない場合でも報告は必要となります。その際に、事情のわかる資料を添付してください。

　　ア　消費税の申告義務がない。

　　イ　簡易課税方式により申告している。

　　ウ　公益法人等＊であり、特定収入割合が５％を超えている。

　　　　＊　公益法人等には、社会医療法人、日本赤十字社、学校法人等が該当します。

　　　　　　詳しくは消費税法別表第３を参照してください。

　　エ　補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみに要するもの」とし

　　　て申告している。

　　オ　補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。

（２）返還がある場合

　　　課税売上高が５億円以下、かつ課税売上割合が９５％以上の場合は、課税仕入れに含まれる

　　消費税の額はその全額を課税売上げに係る消費税の額から控除できます。９５％未満の場合は

　　課税仕入れに含まれる消費税額の全額は控除できなく、税務申告の際に以下のイ、ウの方式の

　　いずれかを選択することになっています。

　　ア　課税売上高が５億円以下、かつ課税売上割合が９５％以上の場合（全額控除）

　　　　　補助金額＊×１０／１１０＝返還額（円未満切り捨て）

　　イ　課税売上割合が９５％未満の場合で「一括比例配分方式」を採用している場合

　　　　　補助金額＊×１０／１１０×課税売上割合＝返還額（円未満切り捨て）

　　ウ 課税売上割合が９５％未満の場合で「個別対応方式」を採用している場合

　　 　　ＡとＢの合計額＝返還額

　　　　　　Ａ　課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金

　　　　 　　　補助金額＊×１０／１１０＝返還額（円未満切り捨て）

　　　　　　Ｂ　課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

　 　 　　　　　補助金額＊×１０／１１０×課税売上割合＝返還額（円未満切り捨て）

　　※上記の「補助金額＊」について（ア～ウ共通）

　　　　補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、補助対象経費に含まれる課税

　　　仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金のみ計算対

　　　象とします。

　　　　ただし、消費税の税務申告又は補助金の実績報告において補助金の使途を明確にしている

　　　場合には課税仕入れに使用した補助金のみ計算の対象とします。

　　　　平成26年３月31日までの課税期間分については，10/110の部分を5/105に，令和元年９

月30日までの課税期間分については，10/110の部分を8/108に読み替えて計算してください。

２　留意事項

　（１）返還額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算し（ただし、消費税の申

　　　告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。）、また、算出され

　　　た返還額は円未満を切り捨てること。

　 (２）平成２６年４月１日以前に契約された複数年度にわたる事業で、契約時に適用された消費

　　　税率が適用される場合は事前にご相談ください。

（３）報告様式２については、記載例にあるとおり、黄色の着色部分に入力すれば、自動計算さ

　　　れますが必ず検算により確認をしてください。様式は消費税率５％版、８％版と１０％版が

　　　ありますので入力にあっては注意してください。